

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社マックスサポート(以下「甲」という。)と労働者の過半数を代表する者 松花 瞳(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 (対象となる派遣労働者の範囲)

1. 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 (賃金の構成)

1. 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

第3条 (賃金の決定方法)

1. 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829 第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)別添2とする。
 - (2) 業務の実態を踏まえ最も適合する職種があるものは小分類を使用し、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があるものは中分類を使用するものとする。
2. 地域調整については、就業地が北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の複数の市区町村が想定されることから、通達別添3に定める北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の指數を用いるものとする。
3. 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及びイ手当とは分離し、第5条のとおりとする。
4. 通勤手当については、原則として基本給、賞与及び手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。
なお、基本給、賞与及び手当と合算して支給する場合は、通勤手当の比較対象となる「同種の業

務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算に比較する方法とし、当該額を72円(時給換算額)とする。

第4条 (基本給及び賞与)

1. 対象従業員の基本給および賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
 - (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
 - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:2年
Bランク:1年
Cランク:0年
2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業機会を提示するものとする。ただし、これに相当する機会を提示できないときは、同勤務評価の結果に応じて、基本給額の1~3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

第5条 (時間外労働手当・休日労働手当・深夜勤務手当)

1. 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第16条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 (通勤手当)

1. 対象従業員の通勤手当は、別途定める派遣従業員就業規則第64条に従って、通勤に要する実費に相当する額を支給する。
2. 通勤手当を基本給、賞与及び手当と合算して支給する場合は、一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保するため、一時間当たり72円の定額支給とし、その額を別表3のとおりとする。その他、交通機関等を使用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用する最短の経路の長さ)が片道2km未満であるものは実費ゼロ円とし、支給しないものとする。

第7条 (退職手当)

1. 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「1」に定める額に5%を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

第8条 (賃金の決定に当たっての評価)

1. 対象従業員の賃金の決定に当たっては、各種規定の定める派遣労働者評価シートに基づき、勤務評価等の結果を踏まえ、基本給等の見直しを行うこととする。

第9条 (賃金以外の待遇)

1. 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、各種規定等に定める福利厚生制度を適用するものとする。

第10条 (教育訓練)

1. 労働者派遣法第 30 条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める社教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

第11条 (その他)

1. 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第12条 (有効期間)

1. 本協定の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 12 か月間とする。

附則

令和 6 年 3 月 15 日に労使協定を締結する。

令和 6 年 3 月 15 日

甲 株式会社マックスサポート 代表取締役 柳沢 知秀



乙 労働者代表 松花 瞳

